

自由民主党を代表して一般質問を行います。

区長並びに関係理事者の明快なる答弁を求めるものであります。

始めに、宮崎県で発生しました家畜伝染病、口蹄疫問題について申し上げます。

発生から四十日を越え、一六万四千頭を超える牛や豚が殺処分されたり、されようとしております。

余りにも多くの犠牲に、防疫の初動対応に遅れが出たのが原因だとの指摘があり、農水大臣の不在・キューバ外遊で迅速な対応が出来なかったことに、国民が批判をされました。口蹄疫のこの被害の大きさ、国の一大事より、なぜキューバの方が大切であったのか、不透明な部分が残り、担当大臣としての責任が問われることでありましょう。

その様な中ですが、悲惨な農業者のことを思えば、激甚災害並の救援策へと更なる支援の充実を望むものであります。

生まれたばかりの子牛や子豚までもが対象であり、痛ましい状況と農業者・関係者の悲痛の聲が、私たちの心を痛めております。

一日も早くのどかな牧歌風景の原状回復を願いながら、関係者の皆様に心からお見舞いを申し上げます、質問に入らせていただきます。

始めに、経済状況についてお伺いいたします。

わが国の経済情勢は、一昨年のアメリカの金融危機後の急激な落ち込みを脱し、ようやく上向きになってまいりました。これもエコポイント制度など自公政権が発案・実施した経済対策が大きな効果を発揮したことに加え、好調な新興国経済の影響で、アジア向け輸出が「危機水準前」を上回ってきたものと言われております。

一方、四月三十日に発表された「経済・物価情勢の展望」で日銀は、経済・物価の見通しを上方修正したものの、「世界経済は、金融危機以前の状況に戻る過程にあるわけではない」と厳しい認識を示した上で、少子高齢化や人口減少などを背景とした国内需要の減少が見込まれる中でも、実質成長率や生産性を

引き上げていくことが、日本経済の重要な課題であると指摘しております。

更に、ギリシャショックからの株価の急落などの、新たな懸念材料も加わり、予断を許さない昨今の経済情勢について、区の財政運営の舵取りをされる区長がどのような認識を持たれているのかお聞かせください。

次に、地方財政に関わる国の動向についてであります。

現在、政府の地域主権戦略会議におきましては、地域主権改革の一環として、国庫支出金の一括交付金化の議論がなされているところであります。先般、全国市長会等に対して、国が行ったヒアリングにおいて、地方側から、単なる地方財源の削減の手段となりかねないなど、不安の声が多く出され、また、交付金化の具体的な制度設計に当たっては、地方の意見を十分に踏まえることを強く要請したと仄聞しております。ご案内のとおり、国庫からの負担金・補助金等は地方財政の重要な財源であり、本区においても、平成二十二年度予算に約四百億円の国庫支出金を計上しており、区の歳入予算の約二割を占めるに至っております。今回の一括交付金化の動きが、真に地方の自由度を高め、地方財政の安定化に寄与するものとなるよう、練馬区として意見を国に申し入れすべきであると考えますが、区長のお考えをお示しく下さい。

次に、都区財政調整制度についてであります。

昨年十二月から始まった平成二十二年度の財調協議は、財調の原資となる市町村民税法人分や特別区民税等の落ち込みなど、かつて経験したことのない大幅な税収減が見込まれるなか行われ、年度途中での減収に対する補てん措置をどのように講じるかが、協議の中心であったと仄聞しております。今後も、予断を許さない経済情勢や特別区が減収補てん債が発行できないという制度的な状況を考えてまいりますと、減収対策をあらかじめ準備しておくことは極めて重要な課題であります。安定した区政運営を推進する観点から、年度途中の財源不足に対する区長のお考えをお尋ねいたします。

次に、国民の納税意識についてお伺いいたします。

税は国民が公平に負担をし、広く、国民のために社会資本整備や社会保障費・高齢者・子育て支援などあらゆるものに税金が使われていくことを、しっかりと認識をしている納税者は健全な納税者であり、すべての国民が健全な考え方であることは、非常に大切なことでもあります。

しかしながら、ここのとこ健全な納税意識が衰退するような事が起きており、憂慮すべきことでもあります。

それは、税に対する国民の厳しい目がある中で、鳩山総理が、母親から貰ったお金を私は知らない等と言って、結果として贈与税の申告納税を怠りました。後日申告はしたものの、多くの国民が不信を持たれたのも事実であります。

国民の納税意識を高め、税による、国家維持に対する個々の責任を促していかなければならない、国の最高責任者である内閣総理大臣が、自分は関係ない等のような無責任なことを言いながら、犯してはならないことをされたと思います。

税務署では三月の確定申告などにおきまして、多くの納税者がこのことに怒りを爆発されたと聞くに及び、納税意識が大きく衰退したことは間違いありません。申告納税制度は納税意識が衰退することにより、不正申告や過少申告が増加をし、税収に影響するといわれております。

納税意識の衰退は経済の衰退を招き、国家滅亡への道を歩むことになります。したがって、納税意識の高揚は政府でも、地方自治体にとっても極めて重要なことであり、そのための啓蒙活動は欠かせません。

そこでお尋ねいたしますが、今後、総理がどうであれ、区としては納税意識の高揚を促していかなければなりません。区が行う納税意識高揚に向っての方針についてお聞かせください。もう一つ、納税意識の衰退につながるがありました。それは事務が始まりました、「子ども手当」の支給であります。顕著な問題としては、在日外国人への「子ども手当」の支給であり、報道で大きく取り上げられました。これらのことについて国民の多くの方が、自分の納めた税金が、何の縁もない外国人にまで使われてしまうという問題であります。

特に、子どもを母国に残した出稼ぎ夫婦に、子どもが4人いれば年間六十二万四千円の子どもの手当が支給されるということでもあります。

何の為の納税なのか、税金を納める気がしない、との声も多くあります。

この様な納税意識の衰退は、国家維持に対しての極めて危険な流れであります。

働きに来ている在日外国人が、役所に殺到しているとの報道もありましたが、練馬区での外国人の申請の現状をお聞かせください。あわせて納税意識について、区長のご所見もお聞かせください。

三点目は、コスト意識と事務事業の見直しについてであります。

納められた税金が、どのように使われているのか、透明性が求められますし、無駄を排除するためのコスト意識が行政に求められています。

区政を取り巻く環境は、税収減が続く財政状況や地域経済の疲弊など、将来に向けて厳しい状況が予測されます。

そうした中で区は、これまでも行政評価制度に基づき、事務事業全般について、その改廃や民間委託の推進を含め、改革・改善に努めてこられたことは、一定の評価をするものであります。

しかし、事務事業評価による事務事業の見直しについては、職員による内部評価にとどまっており、抜本的な改善には結びついていないといった声も少なからず聞くところでもあります。そこで、まず、区はこれまでの行政評価の取り組みをどのように捉えてきているのかお伺いいたします。

事務事業の見直しについては、区は、昨年十二月に職員に呼びかけ、組織と職員数のスリム化や、事業の廃止、統合といった歳出削減につながる具体策について緊急提案を募集されましたが、その結果どのような内容の提案があり、それらの提案を受けて今後どのように進めていかれるのか、お伺いいたします。

また、区民の視点からの事務事業の見直しを実施すると、昨

日、区長は所信表明で明らかにしておりますが、その中で、第三者評価の仕組みを活用し、外部評価者による事務事業の見直しに取り組みられるという点では、一歩進んだ対応と評価するものであります。

そこでお伺いしますが、今回の練馬区の取り組みは、国が実施している「事業仕分け」とどのような関係になっているのか、全く別物なのか、これまでの区の実績と何がどう違っているのかお示しくください。

志村区長が就任以来、行政改革に積極的に取り組んでこられたこと、そのゆるぎない信念に敬意を表しております。厳しい財政状況が続く中ではありますが、コスト意識の再認識、行政改革のさらなる推進が不可欠であろうと考えますが、区長のご所見をお伺いいたします。

次に、仮称・自治基本条例についてお伺いいたします。

一般的に、自治基本条例は、地方分権改革の機運とともに、地域課題へ対応する自治体の仕組みに関し、基本ルールを定めるものといわれており、練馬区におきましては、平成十五年に策定した「練馬区新行政改革プラン」で、その制定が計画化され、十七年度には区民懇談会が設置され、条例に盛り込むべき項目、内容に関して活発に議論がなされ、十八年度に提言としてまとめられ、区長に報告されました。時を同じくして、新たな基本構想の検討が始まり、その中で区民との協働のあり方をめぐる議論が行われることから、私は、その議論の推移をみて、条例の検討が進められることになるかと聞いておりました。この度、三十年ぶりに新たな基本構想が策定され、この基本構想に掲げる「区民と区との協働のまちづくり」を進めるため、「区民との協働指針」が今年の三月に策定されたところであります。このようなこれまでの経緯を踏まえ、慎重な議論を行うべき論点はいくつかあるものの、練馬区においても区政運営の基本となる条例を検討する機は熟しつつあると考えます。

そこで、区における条例の方向性など、基本的な考え方につきまして、区長のお考えを改めてお伺いいたします。

第一に、その制定の必要性についてであります。

地方自治制度は、地方自治法など諸法令において、すでに細かく規定されております。また、区政運営に必要なルールは、条例や要綱など様々なかたちで、すでに一定程度整備されています。区政を推進するうえで、更に、本条例を制定する必要性について、どのように認識されておられるのか、確認させていただきます。

第二に、条例に規定する内容および名称についてであります。条例の制定にあたり、他自治体では、行政運営の仕組みや進め方について、改めて制度設計などの検討を行っている例も見受けられます。しかしながら、練馬区においては、区政運営に関する様々な事項、例えば情報公開やパブリックコメントなど、既にその仕組みや手続きについて、個別の定めがなされ、また実施もなされております。これらを総括的にわかりやすく条例にまとめ、区政運営の全体像について、区民と共有することが何よりも肝要であると考えますが、ご所見をお伺いします。

また、他自治体では、市政運営基本条例やまち・ゆめ基本条例など、住民に親しみやすい名称の条例もあるようであります。本条例の内容が、これまで整備してきた仕組みを、総合的・体系的に規定するものであれば、練馬区においても、自治基本条例という名称にとらわれず、条例に規定する内容にふさわしい名称を付けたほうが、区民の方々にとって、より親しみやすい条例になると考えますが、この点についても、お考えをお聞かせください。

最後に、今後のスケジュールについてであります。

これまで区民懇談会からの提言を始め、本条例の制定に関わる多様な議論がなされてきたところであり、それらの議論を受け、今後の条例制定に向けたスケジュールをどのようにお考えなのかお聞かせください。

次に「ねりま未来プロジェクト推進構想」についておたずねします。

「ねりま未来プロジェクト」は、昨年度策定した「練馬区基本構想」で打ち出されたもので、「未来の練馬を区民とともに育む視点」に基づき、分野横断的に取り組むべきものとして「み

どり」「農」「アニメ」「人づくり」「地域コミュニティ活性化」の五つのプロジェクトから構成されています。

それぞれのプロジェクトは、いわば練馬区のセールスポイントとも言うべきものであり、各プロジェクトを積極的に進めることにより、区民の区への愛着と誇りを高める練馬区らしいまちとなることを期待するところでもあります。

更に、その各プロジェクトを総合的・効果的に具体化するとともに、「スポーツ」「文化」「観光」といった練馬区の潜在的資産を活かした先導的なモデル事業として、「新たな練馬ブランドの発信拠点」をつくるというのが、この「推進構想」でありますが、関連して、何点かお尋ねしたいと思います。

まず「推進構想」の目指す姿についてであります。この構想のあるべき姿として、区長はどのようなイメージを描いておられますでしょうか。

また「練馬区」の特色を最大限に活かした先導的なモデル事業」とは具体的にはどのような事業をお考えでしょうか。併せてお聞かせください。

次に、「推進構想」の検討の進め方ですが、検討にあたっては、「としまえん」をその発信拠点のひとつとして位置づけると聞いています。

「としまえん」は、都市計画決定された未開設の公園ではありませんが、その土地は西武グループの所有であり、区の所有地ではありません。区で持っている土地ではなく、民間所有の「としまえん」をモデル地区と設定した経緯や理由について、教えてください。併せて、「としまえん」の所有者である西武グループはこの「推進構想」についてどのように考えているのか。公園としての本来的な整備主体である東京都はどのような考えを持っているのか、併せてお尋ねします。

「としまえん」は首都圏でも知名度の高い名所のひとつだと私は認識しています。この「推進構想」により、「としまえん」を、その歴史を踏まえたシンボリックな場所にしてもらいたいと強く願うところですが、それについての見解をお聞かせください。

次に、新産業の誘致や創業などの支援策について伺います。

地域の産業は、地域に必要な商品を提供するとともに、区民に身近な雇用の場を提供するなど、地域経済と区民生活を支える重要な役割を担っています。そのため、地域経済が安定的に成長し、区民生活の向上をもたらすためには、区内産業の活性化が何よりも大切であるのは言うまでもありません。

そこで、私が注目していますのは、区内業者数の減少が続いているということであります。

国の事業所などの統計調査によれば、区内の事業所数は平成八年から十八年の十一年間で三八五八もの事業所が減少しているということでもあります。この間、新たに創業した事業所もあります。現在の区内の事業所の創業数および廃業数の推移はいかがなっているでしょうか？

区内の中小企業が、安定的に成長するためには、既存の事業者が一層元気に事業活動を行うだけでなく、地域の経済の牽引車となる元気な企業の誘致や、新規の創業者を数多く輩出させる環境整備が不可欠であります。

現在、練馬駅北口の産業振興会館を含めた計画と、光が丘第三小学校の新たな計画は、その様な観点からは、大きく期待できるものであり、評価をすると共に、二つの事業計画から来る、期待される企業規模や雇用、想定する事業など、お示しいただきたいと思えます。特に、光が丘第三小学校の応募の状況と方向性について所見をお示しく下さい。

区はこれまでも、起業化セミナーの開催や融資あっせんなどの創業支援策を実施し、一定の成果を上げていることは評価しておりますが、インキュベーション施設や創業後のフォロー体制の整備など、更なる充実も必要であります。計画される新たな産業振興会館には産業振興の目的達成の為、目玉政策を行う必要があると思えます。創業支援や零細企業向けのS O H O システムなどの導入などが現在の素案には、挿入されていませんが、コンテンツインキュベーション施設などは、区が、現在まで進めてきている、産業振興の政策方針に合致している内容で



あり、進めるべきと私は思いますが、いかがでしょうか。

産業振興の区の役割・今後の計画について、ご所見をお聞かせください。

次に商店街振興策についてお伺いいたします。

商店街が全国的に疲弊し、区内商業も厳しい状況が続いており、空き店舗が非常に目立ちます。

このように、地域経済の存亡に関わる事態となっている中でも、商店街は地域文化の担い手として、地域の中で頑張っております。又昨年七月には、「地域商店街活性化法」が自公政権の最後の贈り物として成立されました。この法律は、商店街を支援することにより、中小の小売業者やサービス業者に活力を促すとともに、地域住民の生活利便の向上や住民間の交流を活性化させることを通じ、商店街が「地域コミュニティの担い手」としての役割を強めることを目的としております。

更に、対応策の一つに人材育成を掲げ、商店街の人材育成を国の責務と規定するとともに、「やる気」のある商店街を強力にバックアップする「全国商店街支援センター」が発足し、商店街の事業計画づくりや人材育成、ノウハウ提供などの事業を支援することとなりました。

商店街が十分な機能を発揮できるようになることを目指し、具体的な取り組みも開始しているお聞きしています。

そこでお伺いしますが、「全国商店街支援センター」で既に取り組んでいる事業はどのような状況となっているのでしょうか。練馬区の商店街でも、今後積極的にこのセンターを活用していくべきかと思いますが、商店街への情報提供などの具体的な取り組みを、どのように誘導していくつもりなのか、ご所見をお聞かせください。

次に、高齢化社会対応型商店街作りについてお伺いいたします。

高齢化社会になり、買い物に行かれない、買っても重くて持って帰れない。近くのお店が閉店してしまって、買い物が遠くなってしまったなど、地方ではこういった現象が顕著な地域もあり、大きな社会問題として取り上げられております。練馬区

でも、既に現象としては存在し、高齢社会特有の商業環境になりつつあります。区では、この課題をどのようにとらえているのか、高齢者支援・地域福祉の問題と商店街の販売戦略などと絡めた、対応型商店街の誕生を進めるべきだと思えますが、ご所見をお聞かせください。

次に、昨年大好評でありましたプレミアム付き区内共通商品券の販売についてお伺いいたします。

昨年は十一億円の商品券が練馬区内の市場に出回りました。区内の商店にとっては大変ありがたいことでありました。

区内商店の売上増加に寄与したこの事業は、本年も継続されることになり、我が会派は評価をしているところでありますが、売上増加に向っての商品券の扱い方が、店によりそれぞれ異なるようであります。既にモデル的な販売戦略を行って、飛躍的に売上の増加を図った商店街や店舗もあることから、いい事例を多くの店舗に情報提供をしてはいかがでしょうか？ 新たな施策展開や、情報提供による経営者の意識改革も、商店街活性化の一つの手法であると思えますがいかがでしょうか。厳しい商店街の売り上げ促進策のプレミアム商品券が、昨年と同様の効果を期待するには、新たに補正が必要となります。わが会派として、商店街振興策として、補正を強く望むものであります。あわせて、ご見解をお聞かせください。

次に、環境施策についてお伺いします。

地球温暖化の問題は、年々深刻さを増していますが、北極の氷が解けるがごとく、ゆっくりと私たちの身の回りにも、近づいてくる、そんな気がする思いであります。

温暖化による変化を止めるための対策も、国の役割、都の役割、区民に身近な区の担う役割がありますが、区が担う役割として環境施策は、現在のところ理念に傾注していると思えます。

環境政策は理念も大事ですが、それだけでは進んでいかなない事も確かであります。

区の役割としての最大のテーマは家庭から排出されるCO2が対象となり、一般家庭が低炭素社会に、進んで参入する仕組みは、あらゆる補助制度から進まざるを得ません。

代表的な、太陽光発電の補助制度は事後申請制度になっていますが、全体像がすっかりつかめる事前申請で行い、区民に解りやすくしなければならぬと思いますし、申請に応じての補正を組んでいく予算の弾力性が求められています。国や都との補助制度の仕組みもあるのは承知していますが、今後の申請の方針をお聞かせください。

一般家庭が前に向かって低炭素社会に自ら進んでいく、その道をしつかりと開いておかなければなりません。あわせて、誘導していくための施策の方向性と方針をお聞かせください。

また、練馬区の特性を踏まえて温暖化対策を考える時に、地域の商店や商店街と連携した取り組みが重要であると私は考えております。これは一つの事例ですが、昨年の区内共通商品券の販売に際し、家電販売店の方が「エコ家電」の販売に力を入れ、いわばダブル販売戦略により、エコ家電の普及と売上げの増加を実現したという話を聞きました。

消費電力の極めて少ない、LED照明などが、家庭や中小企業においても導入が望まれておりますが、そのネックは、「投資費用が大きい」ということで消極的になっているのが現実です。そこで、低炭素社会構成のために、行政としてエコ商品普及のための助成制度など、商店と連携した支援策が必要だと考えますが、いかががお考えでしょうか。

また、装飾灯のLED化など商店街活動で、温暖化対策を行う場合に、特別な支援策を設けるなど、より積極的に環境への取り組みを促進すべきと考えますが、ご所見をお聞かせください。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。